

社会福祉法人 緑寿会

日ノ岡居宅介護支援センター

重要事項説明書

2025（令和7）年3月5日現在

私たちの基本理念

「 人を 人が 人として 」

私たちは、ご利用者の尊厳を守り、最良の福祉サービスを提供します。

私たちの基本指針

- 1 ご利用者及びご家族の方が利用して良かったと心から思ってもらえる介護サービスをご利用者の立場から展開いたします。
- 2 スタッフ一同が英知を集めてその人が、その人らしい人生の実現が主体的に図れるよう支援いたします。
- 3 地域社会と連携を取りながら多様なニーズに即応した温かな介護・看護・生活相談等の支援に努めます。

1. 居宅介護支援を提供する事業者

事業者（法人）名	社会福祉法人 緑寿会
代表者名	理 事 長 吉澤 英樹
法人の所在地	京都府京都市山科区大塚野溝町 3 番地
連 絡 先	電話（０７５）５９３－０８００
ホームページ	http://ryokujukai.com
設立年月日	平成 4 年 4 月 15 日

2. 利用者に対して居宅介護支援を実施する事業所

事業所名称 所在地	（事業所名称） 日ノ岡居宅介護支援センター （所在地） 京都府京都市山科区日ノ岡朝田町 50－7
連 絡 先	電 話 （０７５）５９５－５９７０ FAX （０７５）５８２－６０８７ e-mail hinooka-s@ryokujukai.com
介護保険指定番号	京都府 第 2674100280 号
開設年月日	平成 12 年 9 月 1 日

3. 事業所の職員体制

管 理 者	森田 恵子	事業所の運営及び業務全般の管理。
主任介護支援専門員	常勤 3 名	ケアプランの作成、訪問調査、給付管理票作成等居宅介護支援サービス等に係る業務。

4. 事業実施地域及び営業日時

事業実施地域	京都市山科区 鏡山学区、陵ヶ岡学区、 西野学区、安朱学区及び山階学区の外環状線以西
営業日時	毎週月曜日～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分までとする （祝日は営業）
休 業 日	毎週日曜日、及び 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで

※なお、営業時間外は母体施設の『特別養護老人ホーム山科苑』の電話番号が案内されます。
施設の宿直者を通じて専任職員に連絡が入り、その後に対応します。

5. 提供する居宅介護支援のサービス内容

- ① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等
 - ※ 課題分析（アセスメント）の実施
 - ※ サービス担当者会議の開催
 - ※ 実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施
- ② 居宅サービス事業者、医療機関等との連絡調整等
- ③ 要介護等認定の申請に係る援助
- ④ 給付管理業務
- ⑤ 要介護認定等に対する援助
- ⑥ 相談業務

説明資料 1 をご参照ください。

6. 利用料金等費用

（１）利用料金

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成・変更 事業者との連絡調整、相談説明等の居宅介護支援については介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。居宅介護支援費は介護報酬の告示上の額とします。

なお、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて介護報酬告示上の利用料金全額をお支払いいただきます。当事業所から領収書と還付に必要なサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの地区の役所担当窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

（２）その他の費用

通常の実施地域以外の地域に利用者からの要請があり、訪問させていただく場合について、同意を得た後に交通費等実費相当分のご負担を願うことがあります。

7. 事業の目的及び運営の方針

（１）事業の目的

事業所は介護保険法令の趣旨に従い、適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態または要介護状態等にある高齢者に対し、適正な介護予防支援及び居宅介護支援を提供することを目的とします。

（２）運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態または要介護状態等となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な介護保険サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に支援を行います。
- ③ 市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努めます。

- ④ 居宅介護支援のサービス提供にあたっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行います。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定等となった場合、地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講じます。
- ⑤ 介護保険法並びに関係する厚生労働省令・告示や京都市条例・規則等の趣旨及び内容に沿ったものとしします。

8. 緊急時、事故発生時等における対応方法

利用者に対するサービス提供中の病状の急変や事故が発生した場合は、速やかに家族及び主治医、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

9. 秘密の保持と個人情報保護

(1) 利用者またはその家族に関する秘密の保持について

事業所の介護支援専門員及び事業所を使用する者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、個人情報を用いません。また、利用者及びその家族に関する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱います。

10. 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持できるようにするため、虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ② 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- ④ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

(2) サービス提供中に、事業所の介護支援専門員またはご家族等の養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村、または地域包括支援センターに通報します。

11. 身体的拘束等の適正化の推進

事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援のサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。業務継続計画は定期的に見直し、必要に応じて変更を行います。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 衛生管理等

- （１）事業所は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- （２）事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. ハラスメント対策

事業所は、「ハラスメント防止規程」に従い職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止に取り組み、働きやすい環境づくりを目指します。

1 5. 適切なサービス利用にあたってご留意いただきたい事項

- （１）サービス利用の際には、介護保険被保険者証の提示を求めます。介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- （２）居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行います。また居宅サービス計画書に位置付けた選定理由についても説明を行います。利用者からこれらの説明、紹介等を求めることができます。特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- （３）利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画（ケアプラン）を交付します。
- （４）利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング訪問等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行います。
- （５）居宅介護支援の提供の開始後、利用者が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に報告することを求めます。
- （６）禁止行為
 - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為等）
 - ② 職員に対する精神的暴力（尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為、威迫、脅迫、威嚇行為等）

- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）
- ④ 職員、事業所に対する SNS やインターネット上での誹謗中傷等

16. 相談・要望・苦情相談窓口

（１）苦情やご相談、ご要望は下記の窓口で受け付けます。

苦情受付連絡先	日ノ岡居宅介護支援センター （住所） 京都市山科区日ノ岡朝田町50-7 （電話） 075-595-5970 （FAX） 075-582-6087 （受付時間） 午前9時00分～午後5時00分
苦情受付担当者	管理者 森田 恵子（※他の介護支援専門員でも承ります）
苦情解決責任者	社会福祉法人 緑寿会 居宅介護支援センター 山科苑 センター長 藤澤 慶一 （電話） 075-593-0804
第三者委員	社会福祉法人 紫雲会 理事長 白旗文雄 （電話） 075-581-3331

（２）当事業所以外の苦情相談窓口

■ 京都市山科区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 （電話）075-592-3290 （住所）京都市山科区榎辻池尻町14-2 ■ 京都府国民健康保険団体連合会 （電話）075-354-9090 （住所）京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 COCON烏丸6階

17. 第三者評価の実施状況

第三者評価受審日 令和6年1月19日

評価機関 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会

評価結果報告 社会福祉法人緑寿会ホームページ 法人概要 情報公開

京都介護・福祉サービス第三者評価 Web サイト

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名、もしくは記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

日ノ岡居宅介護支援センター
説明者名

上記内容の説明を事業者から_____年_____月_____日に受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。

年 月 日

利用者 住所：

氏名：

署名代筆者 住所：

氏名：

(利用者との関係_____)

個人情報利用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

居宅サービス計画作成時及び市町村・居宅サービス事業者・医療機関等との連絡調整において必要な場合

2. 使用する期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準ずる

3. 条件

- （１）個人情報の使用は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

年 月 日

（利用者）

氏 名 _____

（家族代表）

氏 名 _____

（続 柄 ）

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

（署名代筆者）

氏 名 _____

（続 柄 ）

【料金表】 居宅介護支援費Ⅰ（京都市 地域区分５級地 １単位 10.70円）

区 分		サービス単位	サービス利用料金	備 考
居宅介護 支援費(ⅰ)	要介護１・２	１，０８６単位	１，１６２円／月	介護支援専門員１人あたり 利用者４５人未満
	要介護３・４・５	１，４１１単位	１，５１０円／月	
居宅介護 支援費(ⅱ)	要介護１・２	５４４単位	５８２円／月	１人あたり利用者４５人 以上６０人未満
	要介護３・４・５	７０４単位	７５４円／月	
居宅介護 支援費(ⅲ)	要介護１・２	３２６単位	３４９円／月	１人あたり利用者６０人 以上
	要介護３・４・５	４２２単位	４５２円／月	

加算について

加算項目	内容	単位数
初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院したその日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院時情報連携加算(Ⅰ)と同様の要件で入院した日の翌日または翌々日に、必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により１回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	情報提供をカンファレンスにより１回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	カンファレンス以外の方法により２回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	２回の状況提供のうち１回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	情報提供を３回以上受けており、うち１回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に２日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及びケアプランに位置付けたサービス事業者に提供した場合	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
特定事業所加算(Ⅰ)	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと」、「ヤングケアラー、障害者等に関する事例検討会、研修会等に参加していること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）	519 単位
特定事業所加算(Ⅱ)		421 単位
特定事業所加算(Ⅲ)		323 単位
特定事業所加算(Ａ)		114 単位
特定事業所 医療介護連携加算	特定事業所加算を算定しており、前々年度の３月から前年度の２月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定していること等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）	125 単位

◆ 居宅サービス計画作成等サービス利用申し込み

- ・当事業所に関すること、居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関しての大切な説明を行います

↓ 事業者の選定（当事業者と契約されるかお決めいただきます）

◆ 居宅サービス計画等に関する契約を行います

- ・利用者は保険者（京都市）へ居宅サービス計画作成依頼届け出書の提出を行っていただきます（提出代行可能）

↓

◆ アセスメントの実施

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）がお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します
- ・地域のサービス提供事業所の内容や料金等を説明し、利用するサービスを選んでいただきます（※複数の事業所の紹介を行います。またこれらの説明、紹介を求めることが可能です）

↓ 利用者によるサービスの選択

◆ 居宅サービス計画（ケアプラン）の原案の作成

（※居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です）

◆ サービス担当者会議の実施

- ・計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います
サービスの利用に関して説明を行い利用者や家族の意見を伺い同意をいただきます
- ・居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

↓

◆ サービス利用

↓ 利用者や家族と連絡をとりサービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。

◆ モニタリングの実施

- ・利用者の心身状態の変化や介護状況、居宅サービス計画の達成状況等について、定期的な再評価を行います。またサービス提供の実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います
- ・居宅サービス計画の変更を希望される場合、または変更の必要が生じた場合、サービス提供事業者等と居宅サービス計画の変更を行います

◆ 毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します